

可児市勤労者総合福祉センター 個別施設計画

令和2年12月

(令和7年10月改訂)

可児市経済交流部商工振興課

目次

1	目的と位置付け	1
(1)	目的	1
(2)	位置付け	1
2	計画期間	1
3	対象施設	1
4	施設の現状と課題	1
(1)	現状	1
(2)	課題	3
5	今後の方向性	3
6	施設の劣化状況	3
7	施設の日常点検	4
8	対策の優先順位の考え方	4
9	対策内容と実施時期	4

1 目的と位置付け

(1) 目的

本計画は、可児市公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）および可児市公共施設等マネジメント基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断により得られた個別施設の状態や、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定め、長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を図りながら老朽化対策等に取り組むために定めます。

(2) 位置付け

本計画は国のインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定）に基づく個別施設計画として位置づけます。

また、可児市公共施設等総合管理計画（基本方針及び基本計画）の下位計画に位置づけます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。計画の達成状況を踏まえて、本計画は5年を目安に見直しを行うものとします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢による状況の変化、事業の進捗状況等に応じ計画の見直しを行うこととします。

3 対象施設

本計画の対象施設は、以下の施設とします。

番号	施設名	所在地	敷地面積	延床面積
1	勤労者総合福祉センター	姫ヶ丘1-37	4,868.02m ²	1,489.80m ²

4 施設の現状と課題

(1) 現状

ア 施設概要（ソフト面）

施設の設置目的	勤労者の福利厚生増進と教養、文化の振興に寄与することを目的とする。
施設の構成	体育室兼多目的ホール、第1会議室、第2会議室、研修室、視聴覚室、和室
施設で行われる事務サービスの内容	体育室兼多目的ホール、会議室などの施設貸出し 開館時間：午前8時30分～午後10時 休館日：12月29日～翌年の1月3日
料金体系（時間当たり）	会議室220円/時間、研修室・視聴覚室・和室330円/時間、体育館全面480円/時間・半面240円/時間 冷暖房使用時50円/時間

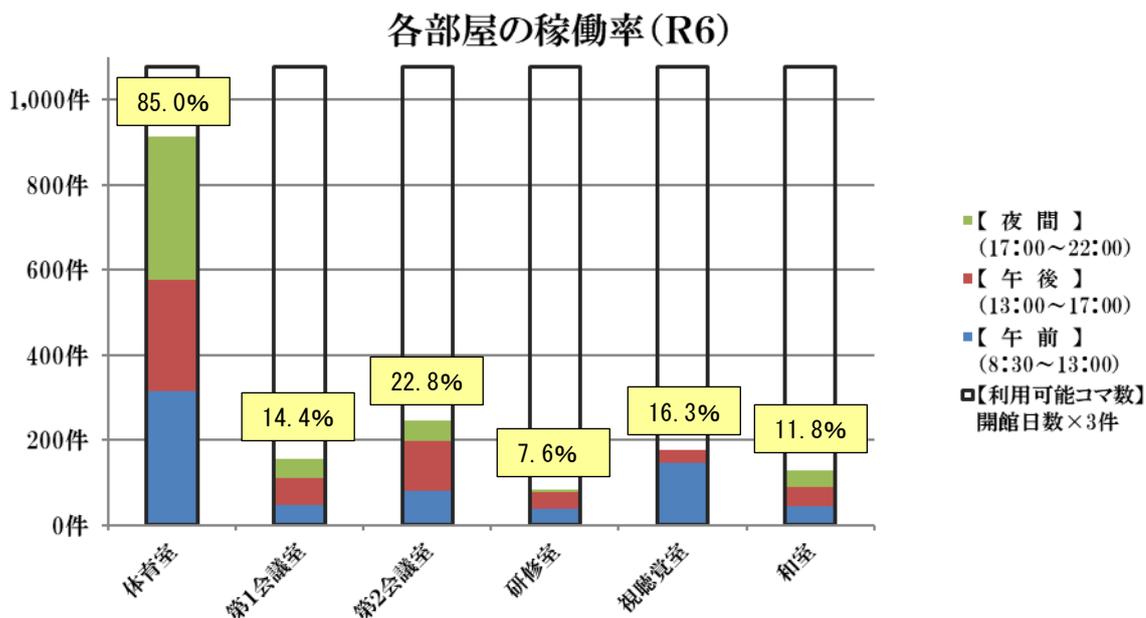
イ 施設概要（ハード面）

施設名称	建築年度	構造	階層数	屋根	外壁	耐震状況
勤労者総合福祉センター	H 2	RC・S	2	防水・シングル	タイル	新耐震基準

※構造 RC・S=鉄筋コンクリート造・鉄骨造

ウ 施設の利用状況

(ア) 稼働率



体育室の稼働率は85.0%と高い状況です。一方、他の施設は比較的低い稼働率であり、研修室及び和室は10%前後となっています。

(イ) 利用者数の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	22,577人	19,810人	19,963人	20,241人	22,899人	22,854人
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
利用者数	23,164人	24,666人	31,434人	36,504人	25,184人	28,454人
年度	R2	R3	R4	R5	R6	
利用者数	19,751人	17,270人	20,453人	22,217人	27,533人	

平成20年度から平成27年度までは、ほぼ横ばいの傾向（平均約22,000人）となっています。平成28年度以降、一部の部屋を市の子育て・多文化共生関連事業にて使用していることもあり増加しています。コロナ禍で落ち込んだ利用者数も、コロナ禍前の水準を取り戻しつつあります。

エ その他

(ア) 施設の防災面の視点

災害時の優先電話設置場所に指定されている他、第2次避難所として指定されています。

(イ) その他

施設の敷地は、平成2年の建築当時から、地元（下切区）からの賃借としており、平成31年3月の契約更新満期後は、毎年度、借地契約を更新する形でこれを継続しています。

(2) 課題

○施設目的と利用実態

施設の使用目的は、主にスポーツ、サークル、会議、講義・研修に大きく分類でき、地区センターや福祉センターと同様の使用実態と考えられます。近年は、市の子育て・多文化共生事業にも使用されており、施設の所期の目的である「勤労者等の福利厚生増進と教養、文化の振興」に沿った利用がされているのか、また地区センターとの差異についても検証する必要があります。

5 今後の方向性

○適当な時期にサービスの廃止を検討

旧公民館についてはその使用制限が見直され、平成30年4月から地区センターに移行しました。これにより地区センターの貸館において営利目的での使用が可能となりました。地区センターと勤労者総合福祉センターとの間で、貸館サービス面の差異はほとんど無いものと考えられ、今後の使用状況を注視する必要があります。

体育室を除く施設の稼働率は低く、現在の使用実態は、当初の設置目的と必ずしも一致しているとは言えない状況にあります。将来的に別の用途への転用或いは施設の民間譲渡も視野に、適当な時期でのサービスの廃止を検討します。

6 施設の劣化状況

建物内部、屋根、外壁について部位ごとの目視による確認を基本とし、部分的に触手及び打診調査を実施しました。

○建物の劣化状況の評価の定義

劣化度	評価基準
A	概ね良好。特に修繕上問題となる事項なし。
B	部分的な劣化が見られる。経過観察または修繕対応。
C	広範囲に劣化が見られる。5年以内に改修が必要。
D	劣化の程度が大きく、早急な対応が必要。
—	点検対象外。

○施設別項目別劣化状況

名称	劣化状況					
	屋根	外壁	内部	電気	給排水	空調
勤労者総合福祉センター	C	C	C	B	B	B

7 施設の日常点検

施設利用者の安全確保、施設の予防保全による長寿命化のため、施設の日常点検（自主点検、法令点検、定期点検）を行います。点検において確認された不具合等については、履歴として記録し、以後に、修繕、改修を行う際や個別施設計画を見直す際に、考慮します。

8 対策の優先順位の考え方

利用者の安全性確保に係る改修を最優先とし、個別施設の劣化状況、各施設の利用状況、今後の方向性等を勘案し、総合的に判断します。

9 対策内容と実施時期

対象施設における今後の対策時期、内容、費用を算出しました。

費用は本計画策定時点における概算であり、工事発注時における詳細な設計や今後の災害発生等の状況、社会情勢の変化により、変動が生じる場合があります。

対策時期についても、本市の財政状況等により、変動が生じる場合があります。

(単位：千円)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
対策内容	電気 給排水	電気 空調	電気								
費用	2,817 339	2,439 1,100	179	0	0	0	0	0	0	0	
年度計	3,156	3,539	179	0	0	0	0	0	0	0	6,874